鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
（当日が休日に当たるときは、その翌日）

目次

◇告示
保険医療機関等の指定（保険課）
鳥取県地方労働委員会の委員の候補者の推薦（労政・能力開発課）
土地改良区連合の役員の就退任（農村整備課）
保安林の指定の解除予定（四件）（森林保全課）
漁業災害補償法による漁業共済に係る区域及び区分の設定の一部改正（水産課）
◇公告
歯科技工士試験の実施（医務課）
◇雑報
理容師試験等の平成五年度第一回学科試験の実施（衛生課）
第二種大規模小売店舗についての意見の聴取（商工指導課）

告示

鳥取県告示第九十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

平成五年二月五日

鳥取県知事　西尾邑次

名称	所在地	指定年月日
作野医院	境港市朝日町一一一	平成五年一月一日
吉田一陽堂駅前薬局	鳥取市栄町七〇八	平成五年一月二十日

鳥取県告示第百号

鳥取県地方労働委員会の委員の候補者の推薦に関し、次のとおり第三十四期鳥取県地方労働委員会労働者委員及び使用者委員候補者推薦要領を定めたので、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により推薦を求める。

平成五年二月五日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

第三十四期鳥取県地方労働委員会労働者委員及び使用者委員候補者推薦要領

一　推薦する者の資格

１　労働者委員の候補者を推薦する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二条の規定に適合する労働組合であること。

２　使用者委員の候補者を推薦する者は、鳥取県の区域内のみに組織を有し、労働問題を取り扱うことを主な目標とし、又は業務の主要な部分としている使用者団体であること。

二　推薦される者の資格

労働者委員又は使用者委員の候補者は、労働組合法第十九条の四第一項各号に掲げる者でないこと。

三　推薦手続

１　労働組合又は使用者団体は、推薦書（別記様式）を推薦期間内に知事に提出すること。

２　労働組合は、当該労働組合が労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の鳥取県地方労働委員会の証明書を添付すること。

四　推薦することができる候補者の数

制限はないが、二人以上の場合は、順位を付けること。

五　推薦期間

平成五年二月九日から同月二十六日まで

別記様式

推　薦　書

平成　年　月　日

鳥取県知事　西尾邑次　殿

事務所所在地
（電話番号）
労働組合又は
使用者団体名
代表者氏名

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、鳥取県地方労働委員会の労働者（使用者）委員候補者として次の者を推薦します。

氏名	生年月日	現住所	労働者の所属組合の名称及びその組合の地位（使用者の所属会社及び事業場の名称並びにその地位）	労働者の所属職場の名称及びその地位	経歴	備考

（注）「経歴欄」には、年月日順に学歴・職歴・組合歴等をできるだけ詳細に記入すること。

鳥取県告示第百一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十四条において準用する同法第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり東伯地区土地改良区連合から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同法第八十四条において準用する同法第十八条第十七項の規定により告示する。

平成五年二月五日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

退任した役員の氏名及び住所

理事	前田正二	東伯郡東伯町大字中尾一六六
〃	河本　幹	東伯郡大栄町大字亀谷二四二
〃	谷本伊勢雄	東伯郡赤碕町大字竹内五八〇
〃	宮脇愛之介	東伯郡大栄町大字瀬戸四一四
〃	吉田明嗣	東伯郡大栄町大字妻波一二六九
〃	山下善男	東伯郡東伯町大字森藤一二八
〃	山本一雄	東伯郡東伯町大字矢下五九八
〃	入江勝太郎	東伯郡赤碕町大字別所四四四
〃	豊嶋信雄	東伯郡赤碕町大字光二三九
監事	岡崎　勧	東伯郡大栄町大字六尾一七四
〃	池口正二	東伯郡東伯町大字光好四六一
〃	石賀伊瑳夫	東伯郡赤碕町大字西宮四六八

平成五年一月十三日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	河本　幹	東伯郡大栄町大字亀谷二四二
〃	前田正二	東伯郡東伯町大字中尾一六六
〃	谷本伊勢雄	東伯郡赤碕町大字竹内五八〇
〃	前田八郎	東伯郡大栄町大字原八五九
〃	永代壽男	東伯郡東伯町大字古長三〇四
〃	中井　勲	東伯郡赤碕町大字竹内三七二
〃	宮脇愛之介	東伯郡大栄町大字瀬戸四一四
〃	吉田明嗣	東伯郡大栄町大字妻波一二六九
〃	山下善男	東伯郡東伯町大字森藤一二八
〃	宮本勝宏	東伯郡東伯町大字倉坂六六九
〃	財賀幸紀	東伯郡赤碕町大字佐崎一四五
〃	入江勝太郎	東伯郡赤碕町大字別所四四四
監事	岡崎　勧	東伯郡大栄町大字六尾一七四
〃	池口正二	東伯郡東伯町大字光好四六一
〃	大嶋忠之	東伯郡赤碕町大字赤碕一五一九

平成五年一月十四日就任　任期四年

鳥取県告示第百二号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年二月五日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

一　解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市白兎字身千山八八九の一（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的

風害の防備

三　解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第百三号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年二月五日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

一　解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡泊村大字宇谷字荒濱八七〇（次の図に示す部分に限る。）、九一四の一、字荒浜九一四の三から九一四の九まで

二　保安林として指定された目的

風害の防備

三　解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第百四号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年二月五日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

一　解除予定に係る保安林の所在場所

米子市大篠津町字東ノ二　七二一の四三、七二一の五一、字安田三八四の二九

二　保安林として指定された目的

飛砂の防備

三　解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第百五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年二月五日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

一　解除予定に係る保安林の所在場所
　岩美郡岩美町大字田後字蹴落五七二・五七六の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的
　土砂の流出の防備
三　解除の理由
　国立公園事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第百六号

昭和四十九年十月鳥取県告示第九百四十五号（漁業災害補償法による漁業共済に係る区域及び区分の設定について）の一部を次のように改正する。

平成五年二月五日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

一の表境港加入区の項を次のように改める。

境港加入区	境港市漁業協同組合の区域	法第百四条第二号に掲げる漁業

二の表境港加入区の項区域の欄中「弓浜漁業協同組合及び弓北漁業協同組合」を「境港市漁業協同組合」に改め、同項区分の欄5中「弓浜漁業協同組合」を「境港市漁業協同組合」に改め、同欄中6を削り、7を6とし、8を7とし、9を8とする。

公告

歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条の規定により、歯科技工士試験を次のとおり実施する。

平成5年2月5日

鳥取県知事　西　尾　邑　次

1　試験期日
　学説試験　平成5年3月15日（月）午前9時から
　実地試験　平成5年3月14日（日）午前9時から
2　試験場所
　鳥取市富安二丁目84　鳥取歯科技工専門学校
3　試験科目
　学説試験　歯牙解剖、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正技工学、小児歯科技工学、歯科鋳造学、歯科理工学及び関係法規

実地試験　歯科技工実技

4　受験資格

次のいずれかに該当する者

(1)　厚生大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者（平成5年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）

(2)　歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者

(3)　外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生大臣が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者

5　受験願書の受付期間

平成5年2月8日（月）から同月15日（月）まで（郵送の場合は、平成5年2月15日（月）までの消印があるものは有効とする。）

6　受験願書の提出先

鳥取市東町一丁目220　鳥取県衛生環境部医務課

7　提出書類

(1)　受験願書（所定の様式によること。）

(2)　履歴書（所定の様式によること。）

(3)　受験資格を証する書類

ア　4の(1)に該当する者は、卒業証明書又は卒業見込証明書（卒業見込証明書を提出した者にあっては、平成5年3月31日までに卒業証明書を提出すること。）

イ　4の(2)に該当する者は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類

ウ　4の(3)に該当する者は、外国の歯科技工士学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類

(4)　写真（手札形台紙付とし、出願前6か月以内に脱帽で正面から撮影したもので、その裏面に（シギ）の記号、撮影年月日及び氏名を記載すること。）

8　試験手数料及び納入方法

(1)　試験手数料　28,000円

(2)　納入方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の右上余白部に張り付けること。この場合、消印しないこと。

9　合格者の発表等

(1)　合格者は、平成5年3月26日（金）正午に、鳥取県庁本庁舎の一階掲示版にその受験番号を掲示して公表する。

(2)　合格者には、合格証書を交付する。

10　その他

(1)　受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

(2)　その他受験についての詳細は、鳥取県衛生環境部医務課（電話番号0857―26―7189）に問い合わせること。

雑　報

理容師法（昭和22年法律第234号）第3条第1項の規定による理容師試

験及び美容師法（昭和32年法律第163号）第4条第1項の規定による美容師試験の平成5年度第1回学科試験を次のとおり実施する。

平成5年2月5日

財団法人理容師、美容師試験センター理事長　柳　瀬　孝　吉

1　試験期日　平成5年4月25日（日）
2　試験会場　倉吉市山根529－2
　　鳥取県立倉吉体育文化会館中研修室
3　受験手続
(1)　受験願書提出先
財団法人理容師、美容師試験センター鳥取県支部（持参又は郵送による。）
(2)　受験願書受付期間
平成5年3月29日（月）から同年4月2日（金）までの日の午前10時から午後4時まで（郵送の場合は、平成5年4月2日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。）
(3)　受験手数料
11,000円を所定の方法により納付すること。
4　その他
(1)　受験願書等配布場所
財団法人理容師、美容師試験センター鳥取県支部
(2)　受験願書等配布期間
平成5年2月24日（水）から同年3月23日（火）までの日（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで
(3)　問合せ先
〒680　鳥取市弥生町302－2
財団法人理容師、美容師試験センター鳥取県支部
（電話0857－29－6086）

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第9条第4項において準用する法第7条第2項の規定により、次の第二種大規模小売店舗に係る届出事項について申出をしようとする者は、その意見を、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第17号）第9条に定めるところにより、平成5年2月19日までに鳥取県商工労働部商工指導課に提出してください。

平成5年2月5日

鳥取県大規模小売店舗審議会会長　田　中　逢　篤

○法第9条第3項の届出に係るもの
1　届出者の名称及び住所
北陽株式会社
倉吉市伊木274
2　第二種大規模小売店舗の名称及び所在地

北陽株式会社
倉吉市伊木274外
3　現在の閉店時刻
午後7時
4　繰下げ後の閉店時刻
3月～10月　午後8時
11月～2月　午後7時
ただし、年間80日を限度として午後9時
5　閉店時刻の繰下げを行う年月日
平成5年5月23日

発行所　鳥取県鳥取市東町一丁目　鳥取県　【定価一部一箇月二千円（送料を含む。）】